

## 議案第38号

杉並区事務手数料条例及び杉並区旅館業法施行条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成30年3月1日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例及び杉並区旅館業法施行条例の一部を改正する条例  
第1条 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のよ  
うに改正する。

別表第1の16の項中 「ホテル営業 1件につき 30,600円」 を「旅  
館営業 1件につき 30,600円」  
館・ホテル営業 1件につき 30,600円」に改める。

第2条 杉並区旅館業法施行条例（平成24年杉並区条例第45号）の一部を次の  
ように改正する。

第5条第6号ア中「ホテル営業、旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

第8条の見出し中「ホテル営業」を「旅館・ホテル営業」に改め、同条中「第  
1条第1項第11号」を「第1条第1項第8号」に、「ホテル営業」を「旅館・  
ホテル営業」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条第3号中「調理場」の  
次に「を設ける場合」を加え、同号を同条第1号とし、同条第4号ア中「第1条  
第1項第2号イ又は第3号」を「第1条第1項第1号」に改め、同号を同条第2  
号とし、同条中第5号を第3号とし、第6号から第10号までを2号ずつ繰り上  
げる。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第10条第1項中「第1条第3項第7号」を「第1条第2項第7号」に改め、  
同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同項第4号中「第1条第3項  
第1号」を「第1条第2項第1号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3  
号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号とし  
て次の1号を加える。

(1) 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

第10条第2項を次のように改める。

2 第8条第1号、第2号イ及び第3号から第8号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

第10条第3項を削る。

第11条第1項中「第1条第4項第5号」を「第1条第3項第5号」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 第8条第1号、第2号イ及び第5号から第8号まで並びに前条第1項第1号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

第11条第3項を削る。

第12条第1項中「が第9条」を「が第8条」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 旅館・ホテル営業 第8条第1号、第3号、第4号、第5号イ及びウ、第7号並びに第8号の基準

(2) 簡易宿所営業 第10条第1項第3号及び第7号並びに同条第2項において準用する第8条第1号、第3号、第4号、第5号イ及びウ、第7号並びに第8号の基準

第12条第2項中「旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に、「第9条第2項、」を「第8条第1号、第7号及び第8号（」に、「第8条第3号並びに第9条第3項、第10条第3項及び第11条第3項において準用する第8条第9号及び第10号」を「場合を含む。）」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、平成30年6月15日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 施行日前に、旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第1項の規定により同法の施行の日前に行われる同法による改正後の旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定に基づく旅館・ホテル営業の許可の申請がなされた場合においては、施行日前においても第1条の規定に

よる改正後の杉並区事務手数料条例の例により、手数料を徴収する。この場合において、同条例別表第1の16の項中「旅館業法」とあるのは「旅館業法の一部を改正する法律（平成29年法律第84号）附則第5条第1項の規定により同法の施行の日前に行う同法による改正後の旅館業法」と、「に基づく」とあるのは「の例による」とする。

- 3 この条例の施行の際、現に旅館業法の一部を改正する法律による改正前の旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けて同法第2条第3項に規定する旅館営業を営んでいる者がその営業の用に供している施設については、平成30年12月15日までは、引き続き第2条の規定による改正前の杉並区旅館業法施行条例第9条に規定する旅館営業の施設の構造設備の基準に適合する限り、第2条の規定による改正後の杉並区旅館業法施行条例第8条に規定する旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準に適合するものとみなす。

（提案理由）

旅館業法等の一部が改正されたことに伴い、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を設ける等の必要がある。

杉並区事務手数料条例及び杉並区旅館業法施行条例の一部を改正する条例  
新旧対照表（抄）

第2条による改正（杉並区旅館業法施行条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。</p> <p>ア <u>旅館・ホテル営業</u> 及び下宿営業</p> <p style="padding-left: 2em;">一客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下「有効面積」という。）3平方メートルについて 1人</p> <p>イ 略</p> <p>（7）～（12） 略</p> <p>（<u>旅館・ホテル営業</u>の施設の構造設備の基準）</p> <p>第8条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）<u>第1条第1項第8号</u>の規定による<u>旅館・ホテル営業</u>の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第5条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。</p> <p>ア <u>ホテル営業、旅館営業</u>及び下宿営業</p> <p style="padding-left: 2em;">一客室の規則で定めるところにより算定した有効部分の面積（以下「有効面積」という。）3平方メートルについて 1人</p> <p>イ 略</p> <p>（7）～（12） 略</p> <p>（<u>ホテル営業</u>の施設の構造設備の基準）</p> <p>第8条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）<u>第1条第1項第11号</u>の規定による<u>ホテル営業</u>の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>宿泊者の利用しやすい位置に、</u></p>

(1) 調理場を設ける場合は、次の構造設備の基準によること。

ア～エ 略

(2) 客室は、次の基準によること。

ア 一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。

イ 略

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

第9条 削除

受付等の事務に適した広さを有する玄関帳場を設けること。

(2) 宿泊定員及び利用形態に応じた十分な広さのロビー及び食堂を有すること。

(3) 調理場は、次の構造設備の基準によること。

ア～エ 略

(4) 客室は、次の基準によること。

ア 一客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第2号イ又は第3号に規定する面積以上であること。

イ 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

(10) 略

(旅館営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第2項第10号の規定による旅館営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第2号及び第3号の基準は、修学旅行等おおむね50人以上の団体を宿泊させる旅館営業の施設についてのみ適用する。

(1) 客室と他の客室、廊下等との境

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第10条 政令第1条第2項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 客室の規則で定める構造部分の

界は、壁、ふすま、板戸又はこれらに類する物を用いて区画すること。

(2) 調理場を設ける場合には、配膳に支障が生じないような十分な広さを有する配膳室を付設すること。

(3) 前号の配膳室には、食器戸棚及び高さ75センチメートル以上の配膳台を設けること。

2 前条第3号の規定は、旅館営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 前条第4号から第10号までの規定は、旅館営業の施設について準用する。この場合において、同条第4号ア中「政令第1条第1項第2号イ又は第3号」とあるのは、「政令第1条第2項第2号又は第3号」と読み替えるものとする。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第10条 政令第1条第3項第7号の規定による簡易宿所営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 客室の規則で定める構造部分の

合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。

(6) 略

(7) 略

2 第8条第1号、第2号イ及び第3号から第8号までの規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第11条 政令第1条第3項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

2 第8条第1号、第2号イ及び第5号から第8号まで並びに前条第1項第1号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

(構造設備基準の適用除外)

第12条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項の施設について、その構造設備が第8条

合計延べ床面積は、政令第1条第3項第1号に規定する面積以上であること。

(5) 略

(6) 略

2 第8条第3号の規定は、簡易宿所営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第8条第4号イ及び第5号から第10号まで並びに前条第1項第1号の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。

(下宿営業の施設の構造設備の基準)

第11条 政令第1条第4項第5号の規定による下宿営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)及び(2) 略

2 第8条第3号の規定は、下宿営業の施設に調理場を設ける場合に準用する。

3 第8条第4号イ及び第7号から第10号まで並びに第9条第1項第1号の規定は、下宿営業の施設について準用する。

(構造設備基準の適用除外)

第12条 旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号）第5条第1項の施設について、その構造設備が第9条





は、これらの基準を適用しないことができる。

は、これらの基準を適用しないことができる。